

同声会後援名義使用に関する申合せ

〔令和5年3月14日〕
常務理事会申合せ

(趣旨)

第1 この申合せは、同声会の後援名義の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2 同声会は、同声会の設置目的に則った音楽並びにこれに関連する学術の発展及び普及に寄与する諸事業に対し、次に掲げる後援名義使用申請者から願い出があったときは、これを許可することができる。

- (1) 同声会会員が実施又は主催する演奏会
- (2) 国及び公共団体の機関
- (3) 教育研究機関
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (5) 報道関係機関
- (6) その他会長が適当と認めるもの

(申請)

第3 同声会の後援名義の使用許可を受けようとする者は、別紙様式の申請書を同声会会長へ提出しなければならない。

(許可)

第4 会長は、前項の申請書を受理したときは、当該事業計画が本申合せ第2項の許可基準を満たしているか確認のうえ、これを許可する。

(変更)

第5 後援名義使用申請者は、事業計画に変更のあったときは、直ちに届け出なければならない。

(報告)

第6 後援名義使用申請者は、事業終了後直ちにその結果について報告書を提出しなければならない。

(経費)

第7 同声会は、後援名義の使用を許可した事業に対して、経費を負担しない。

附 則

この申合せは、令和5年4月1日から施行する。